

印鑑登録のご案内

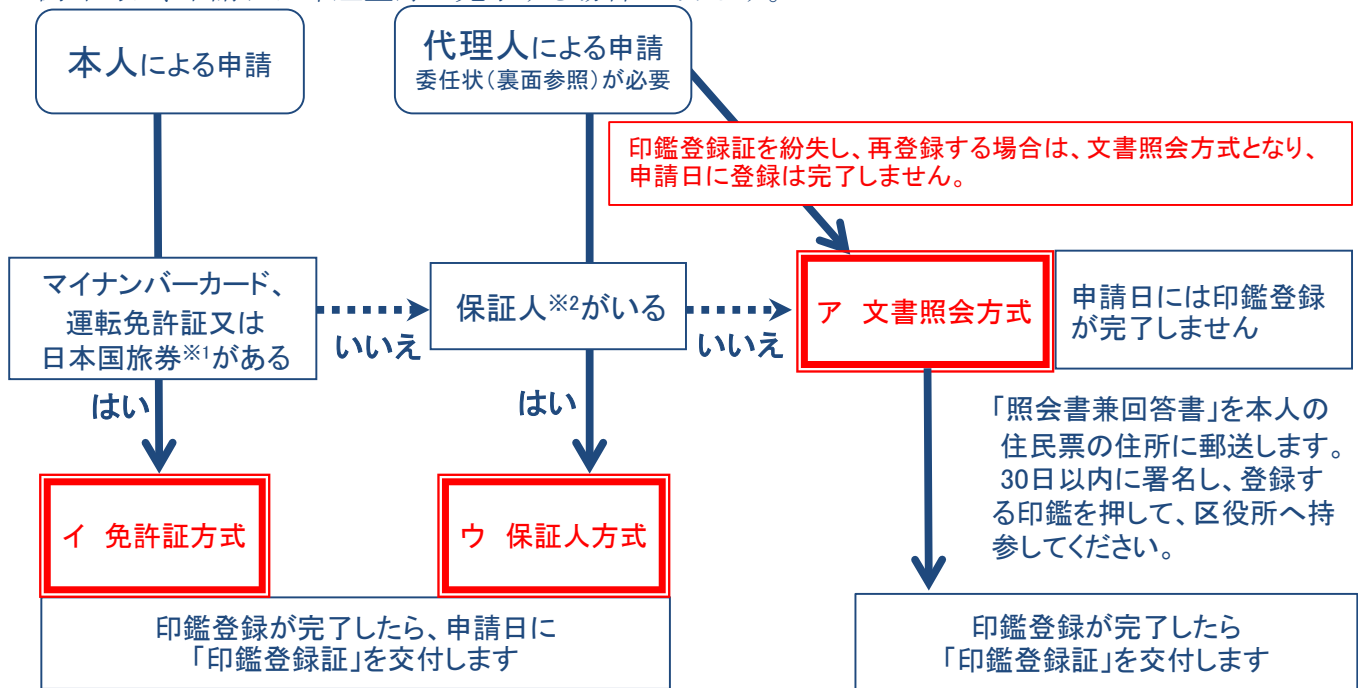
1 印鑑登録できる方

横浜市内に住民登録をしている15歳以上の方(登録できる印鑑は、1人につき1個です)

※意思能力を有していない方は登録できません。

2 登録までの流れ(申請は住民登録をしている区役所戸籍課で受け付けます)

基本的な登録方法は文書照会方式(後日の登録完了)です。お持ちの本人確認資料によって、例外的に、申請日に印鑑登録が完了する場合があります。



※1 「官公署発行」の「顔写真付き」免許証・資格証明書等で有効期限内のもの。

上記の本人確認資料であっても、「ア 文書照会方式」となる場合があります。

※2 印鑑登録している方を保証人とし、申請書に保証人が自署し登録印を押印します。

保証人の住所が市外の場合、印鑑登録証明書も添付してください(発行3か月以内)。

代理人が保証人を兼ねることはできません。

「印鑑登録証明書」が必要なときは「印鑑登録証(カード)」又はマイナンバーカード(本人のみ)を区役所戸籍課窓口又は行政サービスコーナーにお持ちのうえ、申請してください。

また、マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニ交付サービス及びオンライン申請をご利用できます。詳細は横浜市ホームページをご確認ください。

3 登録できない印鑑

登録する印鑑には、大きさ・材質等に制限があります。次の印鑑は登録できませんのでご注意ください。

・氏名以外の事項を表しているもの(職業、資格、模様などが彫られた印鑑)

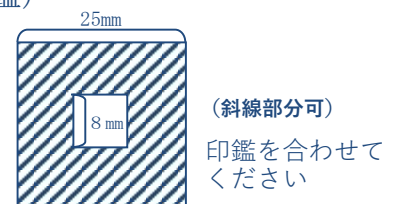
・ゴム印など変形しやすい素材のもの ・指輪印

・印影が不鮮明なもの、又は文字が判読できないもの

輪郭が極度に摩耗している、輪郭が4分の1以上欠けている、
刻印された氏名の一部が欠けている、凹凸が逆さに彫ってあるもの

・同一世帯員が登録している印鑑と同じもの(印影が著しく類似しているものを含む)

・印影の大きさが1辺8mmの正方形に収まるもの又は、1辺25mmの正方形に収まらないもの



※契約の際に個人の意思を確認する方法として、登録された印影が利用されます。

同一の印影が多数存在する大量生産印(いわゆる三文判など)は、なりすまし等の不正行為が行われる可能性があるため、お勧めしていません。

横浜市区役所戸籍課登録担当

4 申請時に必要なもの

ア 文書照会方式

印鑑登録申請書を提出していただいた後、本人の意思を確認するために「照会書兼回答書」を本人の住民票の住所に郵送します。30日以内に署名し、登録申請する印鑑を押して区役所へ持参してください。印鑑登録完了後、印鑑登録証をお渡しします。

必要なもの

本人申請

- ① 登録する印鑑
- ② 本人確認資料

代理人申請

- ① 申請者本人の登録する印鑑
- ② 委任状
- ③ 代理人の本人確認資料

イ 免許証方式

本人申請の場合のみ(代理人の場合は「免許証方式」ではできません)
マイナンバーカード・官公署(外国の機関を除く)が発行した、顔写真付き免許証・資格証明書等(有効期限内のもの)を持参した場合は、文書による照会を省略します。
※上記の本人確認資料であっても、「ア 文書照会方式」となる場合があります。
※社員証、学生証等では受付できません。

必要なもの

- ① 登録する印鑑
- ② 本人確認資料(マイナンバーカード、運転免許証、日本国旅券等)

ウ 保証人方式

保証人(1名)が印鑑登録申請書の保証書欄に署名し、印鑑登録してある印鑑を押印して、印鑑登録申請が本人の意思に基づく申請であることを保証した場合は、文書による照会を省略します。

※代理人による申請で、印鑑登録証を紛失し、再登録する場合は即日登録はできません。

必要なもの

本人申請

- ① 登録する印鑑
- ② 本人確認資料
- ③ 保証書欄に保証人の署名・印鑑登録してある印鑑で押印してある登録申請書

※保証人が横浜市外の居住者の場合は、保証人の発行後3か月以内の印鑑登録証明書も必要です。

代理人申請

- ① 申請者本人の登録する印鑑
- ② 委任状
- ③ 代理人の本人確認資料
- ④ 保証書欄に保証人の署名・印鑑登録してある印鑑で押印してある登録申請書

※**代理人が保証人を兼ねることはできません**

※保証人が横浜市外の居住者の場合は、保証人の発行後3か月以内の印鑑登録証明書も必要です。

5 委任状

【見本】

委 任 状

代理人 住所 横浜市中区本町6丁目50-10
氏名 横浜 花子
生年月日 昭和〇年〇月〇日

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

印鑑登録申請に関すること

〇年〇月〇日

本人 住所 横浜市中区本町6丁目50-10
(自署) 氏名 横浜 太郎 印(登録印)

<委任状記入の際の注意事項>

- ・代理人が印鑑登録の手続きを行う場合、必ず委任状が必要になります。
- ・委任状は、**申請者本人が作成してください。**
- ・代理人の生年月日は必ず記入してください。
- ・申請者の印鑑は登録する印鑑を押印してください。
- ・作成日から原則2週間以内にお持ちください。

委任する項目を記載してください

『はじめて印鑑登録する場合』
→ 印鑑登録申請に関すること

『印鑑登録証を紛失して再登録する場合』
→ 1 印鑑登録証亡失届に関すること
2 印鑑登録申請に関すること

『印鑑登録証、登録印鑑を紛失した場合』
→ 1 印鑑登録証亡失届に関すること
2 登録印鑑亡失届に関すること

『印鑑登録を廃止する場合』
→ 1 印鑑登録廃止申請に関すること

6 その他

詳しくはお住まいの区の区役所戸籍課にお問い合わせください。